

お知らせとお願い

納期限内の賦課金納入にご協力をお願いします！

土地改良区の運営は、皆様の賦課金によってまかなわれております。各地区の特別賦課金は、ほ場整備事業等の償還のための財源となります。

未納されますと、これらに支障をきたすこととなります。平成27年度賦課金をまだ納めていただいていない方は、至急納入して下さるようお願いいたします。どうしても納期限までに一括納付できない場合は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割納入等のご相談をさせていただきます。何のご連絡もないままに未納されますと、税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので、必ずご連絡下さるようお願いいたします。

刈った草は水路に流さないで下さい 水路にゴミを捨てないで下さい！

ゴミや刈った草が分水路や落差工等に詰まると、水路があふれ思わぬ災害を引き起こします。皆様のご理解とご協力をお願いします。



福宮用水路除塵機のゴミ

このような時は手続きをお忘れなく！

農業委員会等で手続きを行っても、土地改良区への届け出がなければ土地原簿や組合員名簿等台帳の修正、賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。下記に該当する場合は、必ず改良区へ届け出を行ってくださるようお願いいたします。

①組合員資格等に変更があったとき（資格得喪通知）

☆売買、贈与、交換、賃貸借等により農地の移動があった場合

☆相続、経営移譲等により組合員名義の変更があった場合

②農地を転用するとき（地区除外申請書）

☆道路等公共用地の買収や宅地へ変更する場合

☆自己所有地の地目を変更する場合

☆所有権の移転を伴う地目変更をする場合

尚、地区除外申請書には地区総代の同意（署名・捺印）が必要です。

③土地改良施設を使用するとき

（土地改良施設他目的使用申請書）

☆農道・水路等を農作業以外で使用する場合

☆水路へ合併処理浄化槽の排水を放流する場合

尚、土地改良施設他目的使用申請書には、関係する地域の関係者（理事、総代、維持管理委員長、下流水利用利用者等）の同意（署名・捺印）が必要です。

また、契約期間は5年間ですので、経過した場合は更新申請が必要となります。

④賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定口座番号を変更したとき

上記届け出に関わる用紙は、改良区事務所にございますが、ホームページよりダウンロード（pdf）することができます。是非ご利用ください！

❖編集後記❖

昨年は、春から夏にかけての好天少雨で、かんがい期間を通じて、かんばつの年となりました。

今年は、TPP大筋合意を受けて、様々な対応が求められることとなります。地域農業の将来にとって極めて重要な年となりますが、秋には稔り多き穏やかで明るい年になるよう祈りたいと思います。

第31号

平成28年3月1日

発行所

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3

みどり
水土里ネットしんじょう

TEL. 0233-22-3588 FAX. 0233-22-2335

URL <http://midorinet-shinjo.jp>



この区報はエコマーク認定の再生紙と環境にやさしい植物油インキを使用しています。